

第6章 マレーシア

ア. 法体系

マレーシアは、統治機構としては立憲君主制を採用し、13州と3つの連邦地域からなる連邦国家である。1963年に施行された連邦憲法によると、立法権と国王と、上院と下院からなる国会に帰属し、行政権は国王に属している。しかし、司法権の独立は保障されている。

裁判所は、上級裁判所と下級裁判所で構成されているが、さらに独立したものとして、イスラム教徒同士の訴訟を扱うイスラム裁判所が設置されている¹。このイスラム裁判所は州の権限にある。

連邦と州の立法権限の分配については、連邦憲法第74条および第9付則に掲げる連邦、州および共同管轄リストに詳しく規定されている²。それによると、司法、民事・刑事法、外交、軍事、治安、財政、国籍、商工業など主要分野が連邦の所管に、イスラム法、地域の行政サービス、地方自治体、農林漁業等は州の所管に、社会福祉および女性・子どもの保護、公衆衛生、住宅・都市計画、文化・スポーツなどが連邦と州の共同所管事業となっている³。

なお、11州のうちサバとサラワクの2州には、さらに他の州とは異なった権限が認められている。また、クアラルンプール、プロラジャヤ、ラブアンの3地域は、地域連邦省所管の下、連邦地域として機能している⁴。

イ. ドメスティック・バイオレンスに関する法律

1994年ドメスティック・バイオレンス法（Domestic Violence Act、1994年制定、1996年施行）では、家庭内暴力の定義、保護命令、損害賠償およびカウンセリング、保護命令に関する手続、雑則について規定されている。

また、1957年既婚女性法（Married Women Act、1957年制定、1994年修正）はドメスティック・バイオレンス法の同年に修正され、夫または妻が不法行為でお互いを告訴することが可能と規定された。被害者に対して、こうむった損傷、資産への損害に対する補償を請求する権利を与えている⁵。

ウ. ドメスティック・バイオレンスの定義

ドメスティック・バイオレンス法第2条において、家庭内暴力（Domestic Violence、

¹ (財)自治体国際化協会 2007:7-16 ページ

² Constitution of Malaysia, Article 74, Ninth Schedule

³ (財)自治体国際化協会 2007:23 ページ; 安田 2000:177-182 ページ; Constitution of Malaysia, Article 74, Ninth Schedule

⁴ (財)自治体国際化協会 2007:8 ページ

⁵ Married Women Act, Article 4A、邦訳については太田 1999 を参照; アジア女性交流・研究フォーラム 2002:17-18 ページ; カンディア 1998:17 ページ

DV) とは以下の行為のいずれかを犯すことと定義している⁶。

- ①故意にまたは確信的に被害者を肉体的危害の恐怖に陥れる又は陥れようとする。
- ②身体的危害におよぶことが明白であるような行為または明白であるはずの行為によって被害者に身体的危害を与える。
- ③被害者が拒否権を有するいかなる性的またはその他の行動、行為を力または脅迫をもって強いる。
- ④被害者を本人の意思に反して閉じ込める、あるいは監禁する。
- ⑤被害者を苦しめるまたは困らせるであろうことを意図し、もしくは知りながら、資産に危害または破壊または損害を与える。

又これらの行為の対象者は、以下のような者である。

- ①配偶者、②元配偶者 ③子ども ④制限行為能力者⁷ ⑤家族のその他の一員

マレーシアにおける DV 定義の特徴は、婚姻関係にない同居女性は、家庭内暴力防止法による保護の対象とはならないことである。また本法律は、連邦の所管である刑事法の下にあるため、イスラム教徒の女性も保護の対象になる。なお、刑事法では夫婦間のレイプは法の対象外であるため、ドメスティック・バイオレンス法においても同様である⁸。

刑罰はドメスティック・バイオレンス法自体ではなく、刑法 (Penal Code) によって定義される。つまり、ドメスティック・バイオレンス法は付随的救済 (仮保護命令や保護命令、カウンセリングなど) を規定するが、DV 行為の定義、捜査および起訴は刑法と刑事訴訟法 (Criminal Procedure Code) に基づいて行われる。DV の刑事的救済はマレーシア刑法の傷害、重大な傷害、暴力、暴行の規定に基づいて行われ、DV は以下の刑法規定に基づいて分類される⁹。

○傷害 (Voluntarily causing hurt) ¹⁰

- ・ 1 年以下の懲役、2,000 リンギ以下の罰金、もしくは両方

○凶器による傷害 (Voluntarily causing hurt by dangerous weapons or means) ¹¹

- ・ 3 年以下の懲役、罰金、むち打ち、もしくはこれらのうちのいずれか 2 つ

○重傷害 (Voluntarily causing grievous hurt) ¹²

- ・ 7 年以下の懲役および罰金

⁶ カンディア 1998:16、20-21 ページ;ジョサイアー、アイヤー 2001:58 ページ

⁷ 「制限行為能力者」(incapacitated adult) とは、加害者の家族として同居している者で、身体障害、精神障害、病氣、高齢が理由で完全もしくは一部行動できない、または意志薄弱な者を言う (Domestic Violence Act, Article 2(2))

⁸ スアットヤン 1999:140 ページ

⁹ ジョサイアー、アイヤー 2001:59-60 ページ

¹⁰ Penal Code, Article 323

¹¹ 同上, Article 324

¹² 同上, Article 325

マレーシア

- 凶器による重傷害 (Voluntarily causing grievous hurt by dangerous weapons or means) ¹³
 - ・ 20 年以下の懲役および罰金もしくはむち打ち
- 違法な拘束 (Wrongful restraint) ¹⁴
 - ・ 1 ヶ月以下の懲役、1,000 リンギ以下の罰金、もしくは両方
- 違法な拘禁 (Wrongful confinement) ¹⁵
 - ・ 1 年以下の懲役、2,000 リンギ以下の罰金、もしくは両方
- 重大な挑発がある場合を除いて、暴力行為 (Criminal force otherwise than on grave provocation) ¹⁶
 - ・ 3 ヶ月以下の懲役、1,000 リンギ以下の罰金、もしくは両方
- 慎みを侮辱する意図をもった暴行、もしくは暴力を使用すること (Assault or use of criminal force to a person with intent to outrage modesty) ¹⁷
 - ・ 10 年以下の懲役、罰金、むち打ち、もしくはこれらのうちのいずれか 2 つ
- 重大な挑発がある場合を除いて人の名誉を傷つける意図をもった暴行、もしくは暴力を使用すること (Assault or criminal force with intent to dishonor a person, otherwise than on grave provocation) ¹⁸
 - ・ 2 年以下の懲役、罰金、もしくは両方
- 人を違法に拘禁する意図をもった暴行もしくは暴力行為 (Assault or criminal force in attempt wrongfully to confine a person) ¹⁹
 - ・ 1 年以下の懲役、2,000 リンギ以下の罰金、もしくは両方
- レイプ (Rape) ²⁰
 - ・ 20 年以下の懲役、さらにむち打ちを課すこともできる (2007 年の刑法修正により、被害者が若年の場合などは、5 年以上 30 年以下の懲役、さらにむち打ちと定められた)
- 迷惑行為 (Committing mischief) ²¹
 - ・ 3 ヶ月以下の懲役、罰金、もしくは両方
- 犯罪的脅迫 (Punishment for criminal intimidation) ²²
 - ・ 2 年以下の懲役、罰金、もしくは両方 (死や重大な苦痛の脅迫、放火の脅迫、死刑や 7 年以上の懲役となりうる犯罪を実行させる脅迫、女性に不貞を犯させる脅迫の場合)

¹³ 同上, Article 326

¹⁴ 同上, Article 341

¹⁵ 同上, Article 342

¹⁶ 同上, Article 352

¹⁷ 同上, Article 354

¹⁸ 同上, Article 355

¹⁹ 同上, Article 357

²⁰ 同上, Article 376

²¹ 同上, Article 426

²² 同上, Article 506

は、死刑 7 年以下の懲役、罰金、もしくは両方)

エ. 加害者に対する命令

1 保護命令 (Protection Order)

ドメスティック・バイオレンス法「第 2 章 保護命令」において、裁判所はドメスティック・バイオレンスの訴えに関する聴取手続において、以下の保護命令のいずれでも発行することができる定められている²³。

- ①命令を受けた者が原告に対し暴力を用いることを制限する。
- ②命令を受けた者が子どもに対して暴力を用いることを制限する。
- ③命令を受けた者が行動能力のない成人に対して暴力を用いることを制限する。

被害者は保護命令もしくは暫定保護命令に逮捕委任状が添付されるよう嘆願することが可能である。被害者が加害者による肉体的危害にさらされる可能性のある場合には、裁判所は管轄権をもって被害者のためにこの要求を実行すると規定している。逮捕委任状が添付されれば、逮捕状がない場合でも、警察官は加害者を逮捕可能である。保護命令は 12 ヶ月有効であり、さらに 12 ヶ月更新できる²⁴。

2 保護命令に加え得る命令

裁判所は、被害者の保護と安全に必要であると判断すれば、保護命令に加えて、以下のような追加命令を出すことができる²⁵。

- ①命令を受けた者が単独で所有あるいは賃貸借し、または共同で所有または賃貸借しているかに拘らず、被害者が共用の住宅あるいは住宅の部分を独占的に使用して居有する権利を認める。
- ②命令を受けた者が、被害者の住居、学校、勤め先または他の施設へ立ち入ることを禁じ、執行官または指定された者の立会いなしに、命令を受けた者が被害者に接触することを禁止または制限する。
- ③被害者が共有住居に執行官と立ち入り持ち物をまとめることを、命令を受けた者が許可するように求める。
- ④命令を受けた者が、被害者と手紙や電話で連絡を取ることを制限する。
- ⑤被害者が普段に利用していた乗り物を継続して利用することを、命令を受けた者が認めるように求める。

²³ Domestic Violence Act, Article 5

²⁴ カンディア 1998:14-15, 22-26 ページ; Domestic Violence Act, Articles 6-7

²⁵ Domestic Violence Act, Article 6

3 保護命令違反への処罰

ドメスティック・バイオレンス法は、第 8 条において、保護命令の違反に対する処罰を規定している。継続的な違反については、告訴された者は 72 時間以上 2 年以下の禁固刑に処せられる。また 5,000 リングを限度とする罰金に処せられる。

実際の運用では、警察が保護命令に対する違反事実を認知した際には、いかなる場合でも社会福祉局及び裁判所にその旨を通報するが、その違反が軽微であれば、裁判所が加害者に対するカウンセリングを推奨することになるとの警察関係者の報告もある²⁶。

オ. 司法手続

1 ドメスティック・バイオレンスに対する刑事手続

ドメスティック・バイオレンス法は第 19 条において、執行官（警察官もしくは社会福祉局職員）の任務を以下の通り定めている。

- ①被害者がドメスティック・バイオレンス法の告訴状を提出する援助
- ②必要ならば、被害者が代替住居、安全な場所、シェルターに移る移動手段の提供、手配
- ③必要ならば、被害者が医療機関へ向かう移動手段の提供、手配
- ④被害者にドメスティック・バイオレンスからの保護を受ける権利の説明
- ⑤被害者が自宅や元自宅に持ち物を取りにいく付き添い

また、警察官は第 19 条で、当該法および他の成文法に基づいて逮捕権を行使すること、第 6 条に基づいて住居専有命令が下された場合は、命令を受けた者を共有住居から退去させることも義務付けられている。

保護命令請求手続が刑事手続と連動しているため、加害者の処罰を前提としない限り保護命令を受けることができない。一方、ドメスティック・バイオレンス法は、刑法の下にあるため、精神的虐待や、重大な身体的負傷がない事件の場合は「逮捕するほどではない罪（＝不可逮捕罪）」とみなされる。そのため、不可逮捕罪の場合、刑事手続上、検察官の命令がない限り警察には捜査権がないことから、被害者が命令を請求しづらいものとなっているという批判もある²⁷。

2 一般的な刑事手続²⁸

刑事事件に対する警察手続は、緊急逮捕が可能な犯罪、不可逮捕罪のどちらに分類されるかで異なる。刑事手続法によれば、緊急逮捕可能な犯罪事件の場合、警察官は直ちに捜査し、加害者の発見に必要な措置や、時宜に適った場合、その者を逮捕することを義務付

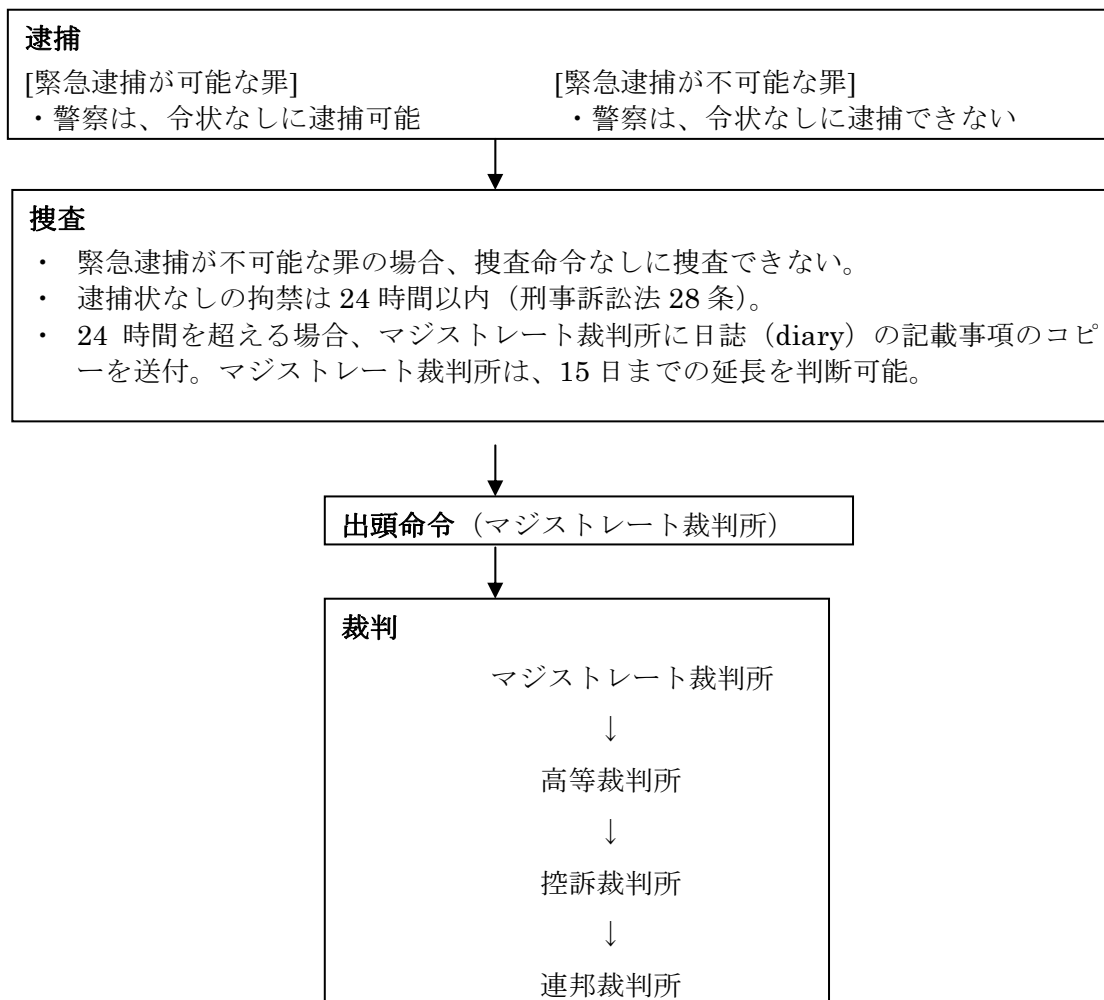
²⁶ タン 1999:82 ページ

²⁷ 太田 2000:416-418 ページ；スアットヤン 1999:140-141 ページ

²⁸ ジョサイアー、アイヤー 2001；安田 2000 を基に作成

けている。警察官は、逮捕状なしに加害者を逮捕することができる。一方、緊急逮捕の不可能な罪に分類された犯罪行為については、警察は副検察長官の調査命令なしに事件に対応することはできない。また逮捕状なしに、加害者を逮捕することもできない。ドメスティック・バイオレンスの事例はほとんど、緊急逮捕不可の傷害罪であり、捜査を始める前に警察は捜査命令を検察から得る必要がある²⁹。

(参考) マレーシアにおける司法手続の流れ³⁰



カ. 司法手続等における加害者更生の位置づけ

ドメスティック・バイオレンス法第 11 条において、裁判所は、紛争の当事者（加害者、被害者、または双方）に、カウンセリングを受講するよう命令できると規定している³¹。裁判所は、保護命令の請求手続において、保護命令の発布に代え、又はこれに加えて、当

²⁹ ジョシア 2000:39 ページ; ジョサイアー、アイヤー 2001:60 ページ

³⁰ ジョサイアー、アイヤー 2001; 安田 2000 をもとに作成

³¹ Domestic Violence Act, Article 11; 太田 1999:115-116 ページ

マレーシア

事者を調停機関へ送致すること、リハビリ療法、心理療法又はその他の適切な和解的カウンセリングへ送致することができる。裁判所は、調停機関やカウンセリングへの送致に関連した問題を考慮するとき、実務上可能な場合はいつでも、社会福祉職員又はその他の訓練された者、若しくは経験を有する者の助言を受けることができる。また、「調停機関」は、社会福祉局の下に設置されたカウンセリング・サービスを提供する機関を含み、当事者がムスリムの場合は、関係するイスラム宗教局の下に設置されたものも含む。

実際のカウンセリング・プログラム等の運用の詳細については、不明である。

参考文献

- アジア女性交流・研究フォーラム編 篠崎正美監訳・監修 2002年『アジアのドメスティック・バイオレンス』明石書店
- 太田達也 1999年「一九九四年マレーシア家庭内暴力法（邦訳）」慶応義塾大学法学部内法学研究会『法学研究 法律・政治・社会』第72巻第8号 109-118ページ
- 太田達也 2000年「被害者支援をめぐるアジアの最新情報」宮澤浩一先生古稀祝賀論文集編集委員会編『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集編集：第一巻 犯罪被害者論の新動向』成文堂 359-426ページ
- カンディヤ、ラサマニ 1998年「マレーシアで性暴力は、今：ドメスティック・バイオレンス法ができるまで」福岡県女性財団編『あすばるブックレット② 女性は暴力から自由か』福岡県女性財団 11-29ページ
- 財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所 2007年12月10日『マレーシアの地方自治』http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/313.pdf (2008年3月14日アクセス)
- ジョサイアー、アイビ、ショーバ・アイヤー 2001年「DV禁止法に関するマレーシアの経験」アジア・太平洋人権情報センター編『アジア・太平洋人権レビュー2001 ドメスティック・バイオレンスに対する取組みと課題』現代人文社 57-64ページ
- ジョシア、アイビー 2000年「マレーシアにおける家庭内暴力」女性のためのアジア平和国民基金『ドメスティック・バイオレンスを根絶するためには：専門家会議報告書』 28-31ページ
- スアットヤン、ライ 1999年「家庭内暴力法：マレーシアの女性と挑戦」アジア女性交流・研究フォーラム『アジア女性研究』第8号 139-141ページ
- タン、セン・エン、山内伸吾翻訳・編集 1999年「マレーシアにおける家庭内暴力と司法制度」『警察公論』第54巻第1号 79-83ページ
- 安田信之 2000年『東南アジア法』日本評論社

Constitution of Malaysia. Available on the Malaysia Today website at http://www.malaysia-today.net/malaysia_constitution.pdf (accessed on March 14, 2008)

Laws of Malaysia Act 450 Married Women Act 1957. Available on Attorney General's Chambers of Malaysia website at <http://www.agc.gov.my/agc/oth/Akta/Vol.%209/Act%20450.pdf> (accessed on March 14, 2008)

Laws of Malaysia Act 521 Domestic Violence Act 1994. Available on the Parliament of Malaysia website at <http://www.parlimen.gov.my/actindexbi/pdf/ACT-521.pdf> (accessed on March 14, 2008)

Laws of Malaysia Act 574 Penal Code 1997. Available on Attorney General's Chambers

of Malaysia website at

<http://www.agc.gov.my/agc/oth/Akta/Vol.%2012/Act%20574.pdf>

(accessed March 14, 2008)

Laws of Malaysia Act 593 Criminal Procedure Code 1999. Available on Attorney General's Chambers of Malaysia website at

<http://www.agc.gov.my/agc/oth/Akta/Vol.%2012/Act%20593.pdf> (accessed on March 14, 2008)

Penal Code (Amendment) Act 2007. Available on the Parliament of Malaysia website at

<http://www.parlimen.gov.my/billindexbi/pdf/DR%20132007E.pdf>

(accessed on March 14, 2008)